

## 資料 1

令和 7 年 1 月 26 日  
第3回空家等対策審議会資料

### 第2回秋田市空家等対策審議会での意見等に対する対応について

#### 1 開催日時および開催場所

令和 7 年 9 月 26 日（金）午前 10 時から 秋田市役所 6-A 会議室

#### 2 出席委員

秋田市空家等対策審議会委員 10 名

#### 3 空家等対策に関する主な意見等および対応の方針

- (1) 若者の住まいのニーズに合わない、旧耐震の空き家などの中古住宅の流通の具体的な対応案について

##### 【対応の方針】

- ・計画の具体的な取組に反映し検討する。  
→基本方針3 空き家等の利活用の促進  
①空き家バンク等の活用（本文P28）

- (2) 本市特有の事情として冬期期間の雪の問題があるが、空き家からの落雪など通行人等に被害が及ぶおそれがあるため、腐朽や草木の繁茂などと戸同様に調査や管理をすべきではないか。

##### 【対応の方針】

- ・既存の取組の中で対応し、雪害の状況なども調査や管理を行う。  
→基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備  
①空き家等の調査（本文P32）

- (3) 空き家の草刈りやスズメバチ駆除などをシルバー人材センターに依頼していると思われるが、空き家については、優先的に対応してもらうことはできないか。

##### 【対応の方針】

- ・計画の具体的な取組に反映し、シルバー人材センターとの協定内容の見直しを検討する。  
→基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備  
⑤関係団体等との連携体制の整備（本文P33）

(4) 浸水被害があった空き家については、状況が悪化するおそれがあるため、今後も継続的な調査をするべきではないか。

**【対応の方針】**

- 既存の取組の中で対応し、重点的な取組として、浸水被害空き家の定期的な調査や確認を行う。  
→基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化  
④浸水被害空き家等に対する対応（計画本文P31）

(5) 相続登記や成年後見制度などの周知はどのように行うのか。

**【対応の方針】**

- 既存の取組の中で対応し、重点的な取組として、ガイドブック作成による周知や空き家相談会などの専門家との連携を図る。  
→基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実  
①市民等への意識啓発と情報提供（計画本文P26）

(6) 県外に居住する空き家所有者に対して、解体補助金などの広報を積極的にするべきではないか。

**【対応の方針】**

- 既存の取組の中で対応し、秋田市広報のほか、ホームページ、SNS、固定資産税納税通知書同封チラシなど様々な周知方法と内容を検討する。  
→基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実  
①市民等への意識啓発と情報提供（計画本文P26）

(7) 課題1当事者意識の向上のところで、所有者の管理責任の記載について、表現を工夫すること。

**【対応の方針】**

- ご指摘のとおり、記載内容を改める。  
→2-5 空き家等の課題  
(1) 課題1 所有者の当事者意識の向上  
①所有者としての当事者意識の向上（計画本文P19）